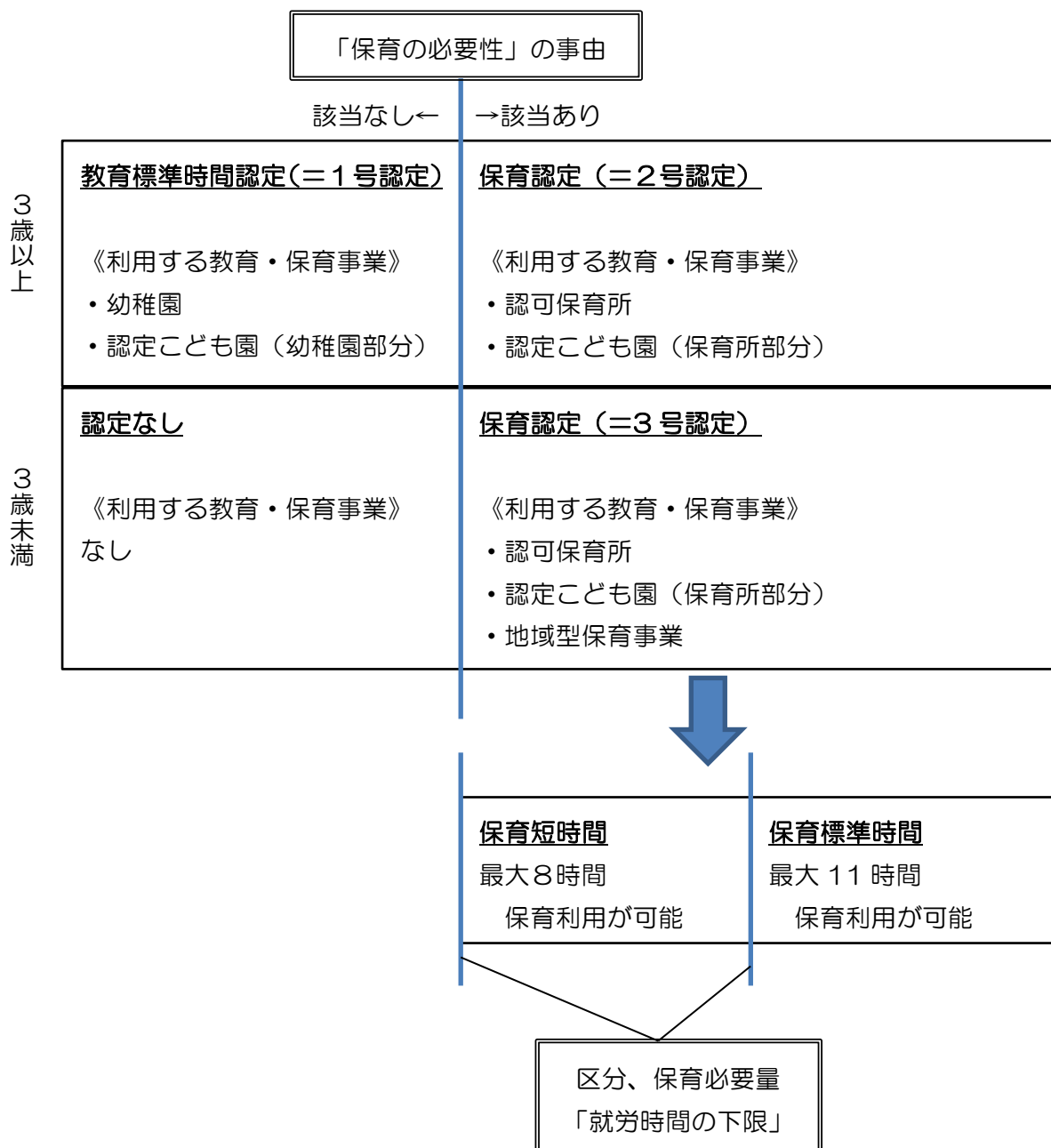


## 支給認定基準について

## 1. 支給認定基準と認定区分の関係



※「保育の必要性」の事由に該当であっても、保護者の希望により、教育標準時間認定となり、幼稚園等を利用することは可能。

## 2. 「保育の必要性」の事由

国基準	現行の市条例（カッコ番号で記載） 現行の市規則第3項（マル番号で記載）
同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	同居の親族その他の者が当該乳幼児を保育することができないと認められる場合に行うものとする。
①就労	(1) 昼間に労働することを状態としていること。
②妊娠、出産	(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
③保護者の疾病、障害	(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	(4) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
⑤災害復旧	(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたること。
⑥求職活動	① 昼間に求職活動を行うことを状態としている場合
⑦就学	(6) 就労のための研修、訓練等を受けていること。 ② 通学している場合。ただし、学校教育法第4条第1項に規定する通信制の過程に在学する場合を除く。
⑧虐待やDVのおそれがあること	
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	③ 育児休業の期間（1歳6ヶ月まで）中である場合。
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	(7) その他前各号に準ずると市長が認める状態にあること。
	④ その他前3号に準ずる場合として市長が特に必要と認める場合

⇒ 《市基準案》

○国基準に合わせる。

（≡「虐待やDVのおそれがあること」の追加）

### 3. 区分、保育必要量

《保育短時間の就労時間の下限》：審議のポイント①

国基準	現行の市規則 (標準時間・短時間の区分なく、入園要件)
1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間	1日4時間(午前から午後にかけて)、 かつ月16日

⇒《市基準案》

1日4時間、かつ月16日(「午前から午後にかけて」を削除)

※国の資料で夜間の就労も対象としているため、「午前から午後にかけて」は削除。

#### ●地域の就労実態(市民ニーズ調査結果による試算)

	割合	×0～5歳児人口(※)	Aとの差
A:1日4時間、 かつ月16日	30.1%	7,358人	
B:月64時間	31.0%	7,572人	0.9% 214人
C:月48時間	32.5%	7,929人	2.4% 571人

※平成25年4月30日時点：24,418人

(1) AとBの差(18名)

①どちらの要件が欠けるか

	人数
日数(16日)が要件を満たさない	17
時間(4時間)が要件を満たさない	1

②利用したい事業(第1希望)

	人数
幼稚園	4
幼稚園+預かり保育	4
認可保育所	4
認定こども園(幼稚園部分)	1
認定こども園(保育施設部分)	1
認可外保育施設	1
利用希望なし	3

(2) BとCの差 (30名)

①母親の就労状況分布

日数	時間	人数
2日	6時間	3
	7時間	4
3日	4時間	9
	5時間	8
4日	3時間	5
5日	3時間	1

②利用したい事業 (第1希望)

	人数
幼稚園	16
幼稚園+預かり保育	10
認可保育所	2
認可外保育施設	1
利用希望なし	1

●幼稚園と認可保育所の状況の違い

- ・幼稚園の入園状況 (平成 25 年 5 月 1 日現在)

定員 (A)	園児数 (B)	A-B
8,904 人	5,882 人	3,022 人

- ・認可保育所

待機児童数 (平成 25 年 10 月 1 日現在) : 448 人

●「1日4時間、かつ月16日」のほうが望ましい理由

- (1) 現時点の状況では、要件を緩和しても、待機児童になってしまう可能性が高い
- (2) 週2~3日の就労の人が入園できた場合の、より就労日数が多い入園待ちの世帯の不公平感
- (3) 幼稚園利用世帯、在宅子育て世帯を減らし、保育園等の利用世帯を増やす必要性は低い

#### 4. 優先利用

現行の市規則の「保育の実施基準表」「保育の実施基準調整表」のほうが国の例示よりも細かく定められている。

⇒○現行の市規則を元とする。

○国の例示にあつて、市規則にない項目について、新たに追加するかを検討：審議のポイント②

○同居の親族その他の者が保育することができる場合の取扱いも検討：審議のポイント③

#### ●国の優先利用の例示と、現行の市規則での優先的取扱いの比較

国の優先利用の例示	現行の市規則での優先的取扱い
①ひとり親家庭	○
②生活保護世帯 (就労による自立支援につながる場合等)	○
③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	○
④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	— ※現在は「その他市長が特に調整の必要があると認める場合」で調整指数を加点
⑤子どもが障害を有する場合	—
⑥育児休業明け	○
⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合。	○
⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ※連携施設に関する経過措置	○ ※現在は、特定の年齢の保育を行っていない認可保育所と家庭的保育事業について記載
⑨その他市町村が定める事由	
・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況(所得等)の考慮	○
・幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子ども	—
・放課後児童クラブの指導員の子ども	—

⇒《市基準案》

④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合

・「保育の必要性の事由」に該当するため、基準表で指数を設定し、配慮する。

⑤子どもが障害を有する場合

・園のクラス状況等により、障害児の受入が難しい場合もある。

・会議で事務局より現状を説明し、ご議論いただいたいと考えています。

⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

- ・連携施設への入園希望の場合（A）、連携施設以外の施設への入園希望の場合（B）、それぞれについて、調整指数により加点する。（A>B）

⑨幼稚園教諭、保育教諭、保育士、放課後児童クラブの指導員の子ども

- ・特定の職業に対してメリットを与えることになる。
- ・ただ、認可保育所の待機児童数が多い現状の中で、育休中の保育士が社会復帰することにより、より多くの子どもの保育が実施できるということをふまえ、下記に該当する場合には、調整指数により加点しても、入園待ちの世帯に不公平感が生じないのではないと考えられる。
- ・加点対象：市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設で週 35 時間以上勤務する、育児休業から復職する保育士・保育教諭

●同居の親族の取扱いについて

現行の市条例・規則	《市基準案》
<ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳未満の親族</li> <li>・保護者と内縁関係にある者</li> <li>・乳幼児と生計を一にしている者</li> </ul> が保育することができる場合は「保育に欠ける」要件に該当しない	同居の親族その他の者が保育することができる場合には調整指数により減点する。

《考え方》

同居親族等が保育できる場合も保育の必要性があると認定するが、待機児童が多い現状においては、同居親族等の支援を受けられない保護者が優先的に保育を利用できるよう配慮するもの。